

茨城工業高等専門学校情報公開取扱要項

平成 13 年 7 月 11 日
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「行政文書」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。

2 この要項において「系等」とは、各系、一般教養部、専攻科、学術総合情報センターをいう。

(受付)

第3条 本校が保有する行政文書について、開示請求があつた場合は、茨城工業高等専門学校総務課総務係（以下「情報公開室」という。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 本校が保有する行政文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、茨城工業高等専門学校行政文書管理規則第 9 条第 1 項に規定する茨城工業高等専門学校行政文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、行政文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第 1 号様式の行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 4 1 号。以下「施行令」という。）第 13 条に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本 1 部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあつた行政文書を保有する課及び学科等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 校長は、行政文書の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たっては、当該行政文書を保有する課及び系等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて茨城工業高等専門学校情報公開委員会（以下「情報公開委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

第5条 校長は、法第 4 条第 2 項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があつた日から 30 日以内に開示等の決定をするものとする。

- 2 校長は、開示等の決定をしたときは、別紙第 2 号様式又は第 3 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 校長は、法第 10 条第 2 項の規定により開示等の決定を更に 30 日以内の期間で延長するときは、別紙第 4 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 校長は、法第 11 条の規定により開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第 5 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 校長は、法第 12 条第 1 項の規定により事案を他の行政機関の長に移送するときは、別紙第 6 号様式及び第 7 号様式により他の行政機関の長及び当該開示請求者に通知しなければならない。
- 6 校長は、法第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第 8 号様式又は第 9 号様式により当該第三者に通知し、別紙第 10 号様式により意見書の提出を求めなければならない。
- 7 校長は、法第 13 条第 3 項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第 11 号様式により当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第6条 校長は、法第 14 条第 2 項の規定により行政文書の開示を受ける者から別紙第 12 号様式又は第 13 号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第 14 条第 4 項の規定により開示を受ける者から

別紙第 14 号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、施行令第 13 条に規定する開示実施手数料を徴収するものとする。

3 行政文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、行政文書を移動すると汚損の危険性がある場合には、当該行政文書を保有する課及び系等において実施できるものとする。

4 開示を受ける者が行政文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、情報公開室において行政文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

第 7 条 校長は、前条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開示実施手数料を減額又は免除をすることができる。この場合、必要に応じて情報公開委員会の意見を求めるものとする。

(1) 施行令第 14 条第 2 項の規定により開示を受ける者から別紙第 15 号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申出があつたとき

(2) 施行令第 14 条第 4 項の規定により開示決定に係る行政文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき

2 校長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第 16-1 号様式により、減額又は免除が認められないときは第 16-2 号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第 8 条 法第 12 条第 2 項の規定により他の行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第 4 条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(不服申立て)

第 9 条 校長は、開示をしない旨の決定等について不服申立てがあつたときは、情報公開委員会の意見を求めるものとする。

2 校長は、開示をしない旨の決定等についての不服申立てを行う場合の手続を開示請求者に予め周知しておかなければならない。

(雑則)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 13 年 7 月 11 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 13 年 11 月 1 日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。